

諮問番号 令和５年度諮問第１号

答申番号 令和５年度答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

実施機関が行った公文書の公開請求に対する公文書一部公開決定は、取り消すべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和４年３月８日付けで今帰仁村議会（以下「本件実施機関」という。）に対し、今帰仁村情報公開条例（平成１５年条例第１号。以下「本件情報公開条例」という。）６条１項の規定に基づき、令和３年第４回今帰仁村議会定例会（以下「本件定例会」という。）における〇〇議員（以下「本件議員」という。）の一般質問〇「〇〇について」の議事録の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件実施機関は、本件公開請求に対し、令和４年４月６日付け公文書一部公開決定通知書（令和４年今議第６号。以下「本件通知書」という。）の「請求のあった公文書の内容」欄に「令和３年第４回定例会における、〇〇議員の一般質問〇「〇〇について」の議事録」（以下「本件特定文書」という。）と記載し、同通知書の「公開することができない部分」欄に「議長が発言取消しの留保を行い、取消しを命じた部分」と記載し、同通知書の「公開することができない理由」欄に「議長の発言取消しの留保による取消しの処置を行ったため。」と記載して、議長が発言の取消しを命じた発言及び休憩中の会話等の記載のない本件定例会の会議録のうちの本件議員の一般質問（以下「本件質問」という。）の部分を公開する公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和４年６月１５日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 本件実施機関の本会議等は原則公開されており、傍聴者が既に全て知り得ている内容の一部を非公開とするのはおかしい。
本件処分により、審査請求人は、日本国憲法（昭和２１年憲法）の基本的的人権として保障された知る権利を侵害されている。また、本件処分は、本件情報公開条例１条の目的や今帰仁村議会基本条例（平成３０年条例第１４号。以下「本件議会基本条例」という。）４条の規定に違反している。
- 2 本件審査請求にて審査を求める対象は、本件質問の部分の会議録原本

（議長が発言の取消しを命じた発言及び休憩中の会話等が記載されたもの）並びに本件質問の部分を録音した電磁的記録（休憩中の記録を含むもの）である（令和５年１０月１２日付け今情個審第１２号の通知に対する審査請求人の同月２４日付け「資料及び主張書面等の提出の求めについて（回答）」）。

第４ 本件実施機関の弁明

会議録の根拠規定は地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「地方自治法」という。）１２３条にあり、具体的な内容は今帰仁村議会会議規則（昭和６２年議会規則第１号。以下「本件会議規則」という。）に規定されている。また、議長の議員に対する発言取消命令の根拠規定は地方自治法１２９条にある。本件会議規則１２６条の規定から、公表される会議録は、地方自治法及び本件会議規則に基づく秘密会の議事及び取消発言を除いたものを指す。傍聴を認めたことと取り消した発言を非公開とすることは相反するものではない。

当日の会議は完全に公開され、審査請求人も傍聴可能な状況に置かれていたのであるから、取り消された発言を公開しなかったことによって審査請求人の知る権利が侵害されているとの主張は当たらない。

以上より、本件処分に違法不当な点はないのであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第５ 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。なお、調査審議に先立ち、当審査会委員運天寛樹は、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会規則（令和５年規則第１２号）２条４項に基づく当審査会の決議により、その職務の執行から忌避されている。

年月日	経過
令和５年５月２６日	今帰仁村長からの諮問書の受理
令和５年６月７日	本件実施機関からの説明聴取、本件特定文書の見分及び審議
令和５年７月２０日	口頭意見陳述、本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和５年９月５日	本件実施機関からの説明聴取及び審議
令和５年１０月２３日	今帰仁村長による諮問の取下げ及び本件実施機関からの諮問書の受理
令和５年１０月２７日	本件実施機関からの説明聴取、本件特定文書の見分及び審議
令和５年１１月１３日	本件特定文書に係る録音の電磁的記録の見分及び審議

第 6 審査会の判断

1 理由

(1) 関係法令等の定め

本件に関係する地方自治法、本件情報公開条例、今帰仁村情報公開条例施行規則（平成 15 年規則第 5 号。以下「本件情報公開条例施行規則」という。）、本件議会基本条例及び本件会議規則の定めは、別紙 1「関係法令等の定め」のとおりである。別紙 1 で定義した略称は、以下の本文中においても用いることとする。

(2) 認定事実

ア 本会議の休憩

本件実施機関の本会議は、議長が休憩を宣告してから再開を宣告するまでの間は休憩となる。休憩には 2 種類あり、議長が「休憩」と宣告して比較的短時間の休憩を行う場合（以下、この休憩のことを「通常休憩」という。）と議長が「暫時休憩」と宣告して一定時間以上の休憩を行う場合（以下、この休憩のことを「暫時休憩」という。）がある。

議場の傍聴席に一度入った傍聴人は、昼食時などにおいて議場内を無人にして議場を施錠する場合を除き、休憩中であることを理由として傍聴席から退席を求められることはない。

イ 本会議の会議録の作成手順

本件実施機関の本会議の議事内容は、会期 1 日ごとに、開会又は開議（以下、これらを併せて「開議等」という。）から閉会又は散会若しくは延会（以下、これらを併せて「散会等」という。）まで、本件実施機関の事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が操作する録音システムによって記録媒体に録音されている。令和 3 年及び令和 4 年当時、会議の休憩中は、進行中と同様に録音されていたが、暫時休憩の場合に限っては、議会事務局の職員が暫時休憩の開始直後に録音システムを一時停止し、暫時休憩を終了して本会議が再開する直前に録音システムの一時停止を解除することがあった。記録媒体に録音・保存された電磁的記録は、記録媒体の故障等による消失等に備えること（以下「バックアップ」という。）を目的として、散会等の後、直ちに議会事務局の職員によって、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に複製・保存されている。

議会事務局の職員は、会議録の作成のため、本会議の閉会后、反訳業者に対し、会期日数分の録音の電磁的記録が保存されている上記記

録媒体及び関係する資料を郵送する。反訳業者は、上記記録媒体中の録音の電磁的記録を基に、休憩中を除いた本会議の開議等から散会等までの内容を反訳して逐語的な反訳原稿を作成し、議会事務局の職員は、その校正作業を行う。反訳原稿の作成及び校正の過程においては、無機能語の削除、単純又は明らかな言い間違い、読み間違い、言葉の誤用、言い直し等の整文、言葉の脱落、省略等により意味が不明又は分かりにくい場合などにおける適切な語句の補充等がされる。校正作業を経て作成された会議録案は議長が確認してこれに署名した後、会議録署名議員がこれに署名して会議録原本が完成する。

会議録原本には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び取り消した発言が記載されている。この会議録原本とは別に、秘密会の議事を掲載せず、議長が取消しを命じた発言及び取り消した発言を「－」の記号に置き換える方法にて削除した配布用会議録も作成される。

なお、上記記録媒体は、反訳業者から反訳原稿とともに議会事務局に返却される。議会事務局の職員は、返却後速やかに上記記録媒体内の録音の電磁的記録を消去している。

ウ 本件公開請求の対象となる本会議

(ア) 本件質問が行われた会期

本件定例会において、本件質問が行われたのは、令和3年12月17日及び令和4年1月21日の各本会議であった。

(イ) 令和3年12月17日の本会議の進行及び休憩とその録音

本件定例会の令和3年12月17日の本会議は、午前10時に開議し、午前10時55分に延会した。本件質問は、同日午前10時頃から午前10時55分まで行われ、その間、3回の休憩があり、1回目の午前10時16分から午前10時17分までが通常休憩、2回目の午前10時17分から午前10時54分までが暫時休憩、3回目の午前10時54分から午前10時55分までが通常休憩であった。同日の本件質問中の本会議は、休憩中の時間も含めて全て公開されていた。

議会事務局の職員は、開議の直前に録音システムを作動させ、延会の直後に録音システムを停止して、同日の本件質問の進行中の発言、休憩中の会話等を記録媒体に録音・保存した。

(ウ) 令和4年1月21日の本会議の進行及び休憩とその録音

本件定例会の令和4年1月21日の本会議は、午前10時に開議し、午後3時41分に閉会した。本件質問は、同日午前10時24分頃から午後0時32分まで行われ、その間、43回の休憩があり、その種

類と時間は、別紙 3「令和 4 年 1 月 21 日の本件質問中の休憩一覧」のとおりであった。同日の本件質問中の本会議は、休憩中の時間も含めて全て公開されていた。

議会事務局の職員は、開議の直前に録音システムを作動させ、午後 0 時 33 分の暫時休憩の開始直後に録音システムを一時停止し、最終的に閉会の直後に録音システムを停止して、同日の本件質問の進行中の発言、休憩中の会話等を記録媒体に録音・保存した。

エ 録音の電磁的記録

上記ウ（イ）及び同（ウ）の各本会議の際に記録媒体に録音・保存された電磁的記録は、いずれも議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に複製・保存されている。

オ 会議録原本

上記イの手順にて、議会事務局の職員が休憩中を除いた本会議の開議等から散会等までの逐語的な会議録案を作成し、議長が確認してこれに署名した後、会議録署名議員がこれに署名して、本件定例会の会議録原本は完成した。

（３）文書の特定

本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件特定文書を対象文書として特定して本件処分を行ったものと認められる。

しかし、本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求する公文書の内容」欄には「令和 3 年第 4 回定例会における、〇〇議員の一般質問〇「〇〇について」の議事録」と記載され、審査請求人が当審査会に対して録音の電磁的記録も本件審査請求において審査を求める対象であると説明していることから、本件定例会の本会議の録音の電磁的記録も公開請求の対象として検討する必要がある。

（４）文書の存否

ア 録音の電磁的記録

当審査会が、本件定例会の本会議の録音の電磁的記録のうちの令和 3 年 12 月 17 日の本件質問の部分（以下「本件請求対象音声データ 1」という。）及び令和 4 年 1 月 21 日の本件質問の部分（以下「本件請求対象音声データ 2」といい、本件請求対象音声データ 1 及び同 2 を併せて「本件請求対象各音声データ」という。）を見分したところ、本件質問の進行中並びに通常休憩中及び暫時休憩中の録音の電磁的記録が存在することが認められる。

イ 会議録原本

（ア）本件質問の進行中及び休憩中の記録

当審査会が、令和３年１２月１７日の本会議の会議録原本のうちの
本件質問の部分（以下「本件請求対象会議録原本１」という。）及
び令和４年１月２１日の本会議の会議録原本のうちの本件質問の部
分（以下「本件請求対象会議録原本２」といい、本件請求対象会議
録原本１及び同２を併せて「本件請求対象各会議録原本」とい
う。）を見分したところ、本件質問の進行中の記録が存在すること
並びに通常休憩中及び暫時休憩中の会話等の記録が存在しないこと
が認められる。

（イ）取消発言

本件請求対象会議録原本２には、議長が、地方自治法１２９条に基
づき、発言取消し留保の発言をした上で取消しを命じた別紙４「本
件議員の取り消された発言一覧」記載の本件議員の１０回の発言
（以下「本件各発言」という。）が記載されていることが認められ
る（以下、本件請求対象会議録原本２のうちの本件各発言が記載さ
れた部分を併せて「本件各取消発言記載部分」という。）。

（５）公文書該当性

本件処分によって公開されなかった本件請求対象各音声データは、議
会事務局の職員が会議録原本を作成する基になるものとして本会議の議
事内容を録音し、バックアップのために複製して作成した電磁的記録の
一部であって、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン
内に保存されている。

したがって、本件請求対象各音声データは、「実施機関の職員が職務
上作成し」た「磁気テープその他これに類するもの」であって、「当該
実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有
しているもの」という本件情報公開条例２条２号の要件に該当すること
から、公文書であるものと認められる。

（６）本件処分の適法性

本件実施機関は、「議長の発言取消しの留保による取消しの処置を行
ったため。」との公開することができないとする理由を付した本件通知
書により、本件請求対象会議録原本２のうちの本件各取消発言記載部
分を公開しない旨を通知したこと及び本件請求対象各音声データを公開し
ない旨を通知しなかったことが認められる。

そこで、本件処分の適法性を検討すると、本件通知書には、本件請求
対象各音声データを公開することができないとする理由の記載がない。
また、本件各取消発言記載部分については、本件通知書に記載された公
開することができないとする理由からは、本件情報公開条例７条各号の

定める非公開情報該当性が分からない。実際、本件情報公開条例 9 条 1 項及び本件情報公開条例施行規則 4 条 1 項 2 号により規定された同規則の様式第 3 号には、「公開することができない理由」の欄に「条例第 7 条第 1 号に該当」及び「(理由)」と記載されているにもかかわらず、本件通知書にはこれらの記載が印字されていないことから、本件処分自体が、本件情報公開条例 7 条各号に基づかずになされたことがうかがえる。

したがって、本件処分には理由がなく、本件処分は、違法である。

(7) 非公開情報該当性

ア 本件情報公開条例 7 条 1 号該当性

本件会議規則 126 条には、「前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。」と規定されている。

しかし、本件会議規則は、地方自治法 120 条に基づき本件実施機関が設けた議会規則であって、条例ではない。また、本件質問中の本会議が公開されていたことからすれば（上記（2）ウ（イ）及び同（ウ））、その内容について守秘義務が課されているともいえない。

したがって、本件各取消発言記載部分及び本件請求対象各音声データは、本件情報公開条例 7 条 1 号の定める「法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報」には該当しないものと認められる（岐阜地方裁判所平成 22 年（行ウ）第 1 号同年 11 月 24 日判決並びに福井地方裁判所平成 30 年（行ウ）第 3 号及び同第 6 号令和元年 6 月 12 日判決参照）。

イ 本件情報公開条例 7 条 4 号該当性

本件各取消発言記載部分及び本件請求対象各音声データは、議決機関である本件実施機関に関する情報であることから、本件情報公開条例 7 条 4 号柱書きの定める「行政の執行に関する情報」には該当しないものと認められる。

ウ 本件情報公開条例 7 条 2 号及び 3 号該当性

(ア) 本件各取消発言記載部分

当審査会が本件各取消発言記載部分を見分したところ、本件各取消発言記載部分のうちの個人及び団体に関する記載は既に公開されている令和 4 年 1 月 21 日の本会議の配布用会議録に記載されているものと同様の表現に止まっていることから、本件各取消発言記載部分は、本件情報公開条例 7 条 2 号の定める「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により、特定の個人を識別することができるもの（他の

情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」及び同条3号の定める「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 本件請求対象各音声データ

本件請求対象各音声データは本件請求対象各会議録原本の基となった録音の電磁的記録であり、当審査会が本件請求対象各音声データを見分したところ、本件請求対象各音声データには本件情報公開条例7条2号及び3号のいずれにも該当しない情報が記録されている部分があるものと認められる。

エ 小括

したがって、本件各取消発言記載部分は、本件情報公開条例7条各号の定める非公開情報に該当しない。また、本件請求対象各音声データには、本件情報公開条例7条各号の定める非公開情報に該当しない情報が記録されている部分がある。

2 結論

以上のことから、「議長の発言取消しの留保による取消しの処置を行ったため。」との理由にて本件各取消発言記載部分及び本件請求対象各音声データの全部を非公開とした本件処分は違法なものであり、取り消すべきである。

本件請求対象会議録原本2のうちの本件各取消発言記載部分については直ちに公開すべきであると判断した。

また、本件請求対象各音声データについては、本件情報公開条例7条2号又は3号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がないとはいえないことから、当該部分の有無、当該部分を分離することによる同条例8条に基づく部分公開の可否等の検討等を速やかに行うべきであると判断した。

3 付言

本件実施機関は、本件情報公開条例16条1項の規定に基づく諮問を自ら行わなければいけないことを理解しておらず、本件審査請求の受付から本件実施機関による諮問までに1年4か月以上の期間が経過している。本件実施機関は、審査請求事件の手続を理解し、かつ、手続の大幅な迅速化を図る必要がある。

今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会

会長 南 部 篤 史

委員 仲宗根 朝 洋

(別紙 1)

関係法令等の定め

1 地方自治法

(1) 120 条

普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

(2) 123 条

1 項 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

2 項 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

3 項及び 4 項 略

(3) 129 条

1 項 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 項 略

2 本件情報公開条例

(1) 1 条（目的）

この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、村の保有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、村政に関する情報の積極的な公開を図り、もつて村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村政に対する村民の参加を促し、地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な村政の推進に資することを目的とする。

(2) 2 条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 号 略

2 号 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、磁気テープその他これに類するものであつて、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているものをいう。

(3) 6条（公開請求の手續）

1項 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

1号ないし3号 略

2項 略

(4) 7条（非公開とすることができる公文書）

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

1号 法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アないしオ 略

3号 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アないしウ 略

4号 行政の執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

アないしオ 略

(5) 8条（部分公開）

1項 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。

2 項 公開請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれのないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（6） 9 条（公開請求に対する決定等）

1 項 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 項 略

（7） 16 条（審査会への諮問等）

1 項 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和 5 年条例第 6 号）第 2 条に規定する情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

1 号及び 2 号 略

2 項及び 3 項 略

3 本件情報公開条例施行規則

（1） 4 条（公文書公開決定通知書等）

1 項 条例第 9 条に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 号 略

2 号 条例第 9 条第 1 項の規定により公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書一部公開決定通知書（様式第 3 号）

3 号及び 4 号 略

2 項及び 3 項 略

（2） 様式第 3 号

別紙 2 のとおり。

4 本件議会基本条例

（1） 4 条（村民参加及び村民との連携）

1 項 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 項 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開する。

3 項ないし 5 項 略

5 本件会議規則

(1) 125 条 (会議録の配布)

会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(2) 126 条 (会議録に掲載しない事項)

前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

以上

(別紙2)

様式第3号(第4条、第8条関係)

		第 号 年 月 日
公 文 書 一 部 公 開 決 定 通 知 書		
様		印 (実施機関)
年 月 日付で請求がありました公文書の公開については、今婦仁村情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することを決定しましたので通知します。		
請求のあった公文書の内容		
公開の日時及び場所	日 時	午前 午前 年 月 日 時から 時まで 午後 午後 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課までご連絡ください。
公開することができない部分	場 所	
公開することができない理由	条例第7条第 号に該当 (理由)	
担 当 課 等	課	係・担当者 () 電話番号 ()・内 線 ()
教示 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、今婦仁村を被告として(訴訟において今婦仁村を代表する者は、今婦仁村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。		

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(別紙3)

令和4年1月21日の本件質問中の休憩一覧

回数	種類	時間
1回目	通常休憩	午前10時24分から午前10時24分まで
2回目	通常休憩	午前10時25分から午前10時25分まで
3回目	通常休憩	午前10時25分から午前10時25分まで
4回目	通常休憩	午前10時27分から午前10時28分まで
5回目	通常休憩	午前10時29分から午前10時29分まで
6回目	通常休憩	午前10時30分から午前10時31分まで
7回目	通常休憩	午前10時35分から午前10時38分まで
8回目	通常休憩	午前10時39分から午前10時39分まで
9回目	通常休憩	午前10時41分から午前10時43分まで
10回目	通常休憩	午前10時44分から午前10時52分まで
11回目	通常休憩	午前10時52分から午前10時53分まで
12回目	通常休憩	午前10時54分から午前10時56分まで
13回目	通常休憩	午前10時57分から午前10時57分まで
14回目	通常休憩	午前10時58分から午前10時59分まで
15回目	通常休憩	午前11時0分から午前11時1分まで
16回目	通常休憩	午前11時3分から午前11時4分まで
17回目	通常休憩	午前11時6分から午前11時6分まで
18回目	通常休憩	午前11時8分から午前11時8分まで
19回目	通常休憩	午前11時11分から午前11時15分まで
20回目	通常休憩	午前11時18分から午前11時18分まで
21回目	通常休憩	午前11時20分から午前11時20分まで
22回目	通常休憩	午前11時24分から午前11時25分まで
23回目	通常休憩	午前11時25分から午前11時26分まで
24回目	通常休憩	午前11時27分から午前11時27分まで
25回目	通常休憩	午前11時30分から午前11時30分まで
26回目	通常休憩	午前11時31分から午前11時43分まで
27回目	通常休憩	午前11時45分から午前11時46分まで
28回目	通常休憩	午前11時48分から午前11時50分まで
29回目	通常休憩	午前11時52分から午前11時54分まで
30回目	通常休憩	午前11時56分から午前11時58分まで
31回目	通常休憩	午前11時59分から午後0時0分まで
32回目	通常休憩	午後0時1分から午後0時1分まで
33回目	通常休憩	午後0時3分から午後0時7分まで
34回目	通常休憩	午後0時9分から午後0時10分まで
35回目	通常休憩	午後0時11分から午後0時12分まで
36回目	通常休憩	午後0時15分から午後0時15分まで

37 回目	通常休憩	午後 0 時 16 分から午後 0 時 16 分まで
38 回目	通常休憩	午後 0 時 18 分から午後 0 時 20 分まで
39 回目	通常休憩	午後 0 時 21 分から午後 0 時 22 分まで
40 回目	通常休憩	午後 0 時 23 分から午後 0 時 24 分まで
41 回目	通常休憩	午後 0 時 24 分から午後 0 時 25 分まで
42 回目	通常休憩	午後 0 時 28 分から午後 0 時 28 分まで
43 回目	通常休憩	午後 0 時 32 分から午後 0 時 32 分まで

以上

(別紙 4)

本件議員の取り消された発言一覧

1 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 2 回目の休憩の直前の発言の全部
2 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 4 回目の休憩の直前の発言の全部
3 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 5 回目の休憩の直前の発言の全部
4 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 6 回目の休憩の直前の発言の全部
5 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 7 回目の休憩の直前の発言の一部
6 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 7 回目の休憩の直後の発言の一部
7 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 8 回目の休憩の直前の発言の一部
8 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 8 回目の休憩の直後の発言の一部
9 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 14 回目の休憩の直前の発言の一部
10 回目の取り消された発言	別紙 3 記載の 14 回目の休憩の直後の発言の一部

以上